

退職時における特別昇給要綱

〔 59川職給第312号 〕
〔 昭和60年2月8日 〕

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第20号）第16条の規定により、職員が公務上の死亡により退職した場合、退職の日に、その者が現に受けていた号給より4号給（川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）別表第1行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同条例第4条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員にあつては、1号給）上位の号給に昇給させることができる。

附 則

この要綱は、昭和60年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。